

議会改革推進会議「検討部会」会議録

平成29年1月25日

亀山市議会

議会改革推進会議「検討部会」会議録

- 1 開催日時 平成29年1月25日(水) 午前9時57分～午前11時33分
- 2 開催場所 第1委員会室
- 3 出席会員
部会長 服部孝規
副部長 岡本公秀
部会員 西川憲行 高島真 新 秀隆
会長 中村嘉孝
副会長 森 美和子
- 4 欠席会員 なし
- 5 事務局 議会事務局長 松井元郎 議事調査室長 渡邊靖文
村主健太郎 新山さおり
- 6 案件
1. 第43回検討部会の確認事項について
2. 議会改革白書2017への掲載内容の確認について
3. 議題
(1) 公聴会制度及び参考人制度について
 請願者の説明機会について
(2) 機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方について
(3) 長期欠席者への対応について
(4) 議会報告会の開催について
(5) タブレット端末に係るアプリケーションソフトの追加申請について
4. その他
- 7 経過 次のとおり

午前9時57分 開会

○部会長（服部孝規君） それでは、第44回の検討部会を開会します。

まず、1番目に、第43回検討部会の確認事項について、事務局より説明を。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） おはようございます。

それでは、前回第43回の部会の確認事項です。

まず1つ目、議会の情報化でございますが、これにつきましてはタブレットを運用していく中での、ペーパーレス化の問題でございます。今現在としては、ペーパーとタブレットと併用でございますが、できることからペーパーレス化を図っていこうということで、例えば当日その場限りの配付で終わるような資料、例えばペーパー1枚もしくは2枚程度のもの、それを本会議や委員会でどんなものが考えられるかをお示しさせていただきまして、とりあえずペーパーレス化を図っていこうということで、12月定例会からそういった形で一部ペーパーの配付をやめておるということでございます。

続きまして、2番の公聴会制度、参考人制度、それから請願者の説明機会ということでございますが、公聴会、参考人制度、これは制度上できるわけでございますが、まだ実際亀山市議会ではこれをやったことがございません。いざ、こういうことをやるとなったときに、スムーズに行えるように今の段階で取り扱いの要領とかそういったものをつくっていこうと。

あわせて、最近他市の議会では請願者が委員会の場で請願の趣旨を説明されるケースがふえておりますので、その対応もやっっていこうという課題でございますが、この請願者の説明機会につきましては、委員会で一般の方が発言するにはやはり参考人制度を活用するしかないということでございますので、まずは参考人制度の関係の手續に関する要綱と申し合わせ、それから請願者の趣旨説明の関係をわかりやすくするために、請願者趣旨説明の申し合わせと内規、この辺は既に部会の皆様には配付をさせていただいております。

特に、参考人招致の手續の要綱はまた一部修正を加えたもの、それから請願者の趣旨説明の内規、これも修正を加えたものを前回お配りさせていただきました。前回は、時間がもうなかったので、事務局からの説明だけでございましたが、一度内容をご一読いただいて、今回、本日、案に対しての意見をお伺いすることになっておりますので、後ほどの議題のところでもよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、3番の機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方についてということで、これについては部会長のほうから議長及び委員会の委員の任期を一度検討課題としてはどうかというご提案をいただきまして、前回の部会で検討課題として取り組んでいこうということでございます。

全国的には、議長及び委員会の委員の任期は圧倒的に2年が多いと。ただ、三重県としては今のところ大半が1年ということでございますが、課題として議論していくということになりました。

それから4番目の議決を要しない計画等への議会の意見反映についてということでございます。これにつきましては、各種分野別計画について議会としては骨子の段階と最終素案の段階と2回関与していくと。それぞれ必要があれば意見を出すということで決めていただいて、28年度はかなりの分野別計画にも各委員会のほうで内容を聞いて、意見を出していただいております。

ただ、今回、執行部から出てきました骨子案、この考え方が議会のほうで思っておったものと執行部の思っておったものが、ちょっとかなりずれがあったと。執行部のほうの骨子案といいますと、

基本目標3つとか4つ、4本柱、5本柱、こういったものだけA4、1枚で提出をされて、またそれについての説明ということで、これでは余りにも委員会として意見をまとめられないというふうなことで、これにつきましては、基本目標だけじゃなく、それに対する基本施策、また具体的な方策、こういったところまで記述したもので資料として出していただくということを決めていただきました。

ですので、執行部のほうとしては、そこまででき上がった段階で骨子案として提出をしていただくということで、執行部のほうに申し入れをしておるところでございます。

続きまして、公開内容の検討についてでございます。

これは政務活動費の関係で一旦完了とした検討課題でございますが、収支報告書、会計帳簿、領収書、これまでは全てホームページで公開をして、基本的に亀山市議会は情報公開対応ではなく、閲覧対応ということでやっておったわけなんです、今現在、ホームページで掲載してないものがございます。それは会派による視察または研修会の参加、これの報告書と資料、これについてはまだホームページで公開をしておりません。

ただ、この前回の検討部会におきまして、図書室でこれらについては自由に閲覧できるように公開していこうということを決めていただきました。実際に、報告書のほかに資料なんかですと、かなりの資料が出てもらってきていただいておりますので、そういったものをPDFにしてホームページに張りつけていく作業も大変だということで、視察、研修会の報告書と資料はホームページには公開せずに、図書室で閲覧対応と。ですので、結果的に来年度からは一切情報公開対応はなくなるということでございます。

続きまして、6番目の議会改革白書2016につきましては、去年1年間の議会改革の内容、各種会議等の決定事項、そういったものをご確認いただきました。そして、今回からは冊子の加筆ではなく、タブレットを活用してデータで更新していくということを決めていただきました。

最後7番目、タブレット端末の関係のアプリケーションソフトの追加申請ということで、アプリケーションのソフトを追加する場合には、この検討部会で承認をいただくということになっておりまして、前は福沢議員のほうからパーソナル編集長という会派の広報なんかの編集用のソフト、これの申請がございまして、承認されたところでございます。以上でございます。

○部会長（服部孝規君） 何かありましたら。

よろしいですか。

新委員。

○部会員（新 秀隆君） さっきのちょっと既に前回報告済みかもわかりませんが、前回までのことがわからないので、ちょっとお伺いします。

5番目の公開内容のところ、視察、研修内容の図書室での公開ですけど、今まで見に来た方というのは集計されているんでしょうか。

○部会長（服部孝規君） 渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） 現在は、まだ情報公開請求による閲覧でございます。

○部会長（服部孝規君） よろしいですか。

それでは1のところを終えたいと思います。

2のところ、議会改革白書2017への掲載内容の確認とありますけれども、これは該当がありませんので、なしということでございます。

3番目の議題に入っていきたいと思います。

この議題として1、2、3、4、5と5つ上げてあります。できれば決定をしたいというのが1番、それから4、5についてはきょう結論を得たいなというふうに思っています。

それから、2と3についてはまだまだ議論が要るかなということで、きょう決めるということではないということで、議論をいただけたらというふうに思います。

それではまず1番目の公聴会制度及び参考人制度について、請願者の説明機会についてを議題にいたします。

じゃあ、まず最初に資料説明を。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） 今回、今お手元に配付しておりますのは、まずは参考人制度の関係と請願者の趣旨説明、これの要綱、申し合わせ、内規、これの案をお配りさせていただいています。

これについては、前回部会のほうでご説明させていただきましたが、かなりそれから期間がたっておりますので、改めて事務局のほうから説明をさせていただいて、後ほどご意見等をお伺いしたいというふうに思っております。よろしくをお願いします。

○部会長（服部孝規君） 村主さん。

○議会事務局員（村主健太郎君） それでは参考人制度と請願者の趣旨説明の制度の活用を目指しまして、これまで検討してきました要綱案等についてご説明いたします。

資料2-1のA4の横のペーパーをごらんください。

これまで、段階を経て要綱案、申し合わせ案をご提出してまいりましたが、一度この一つの制度の体系ということで、今回このような形でお示しをさせていただいております。

まず、地方自治法の115条の2に、確認までなんですけれども、普通地方公共団体の議会は会議において当該普通地方公共団体の事務に関する調査または審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聞くことができるという参考人制度の根拠規定がございます。

ちなみに、ここにはちょっと記載していないんですけれども、委員会の会議においてもこの規定が準用されておまして、参考人を委員会に呼ぶことができるように自治法上、なっております。

この委員会の自治法の規定を受けまして、隣の箱なんですけれども、標準的な各市議会の会議規則と委員会条例では、本会議と委員会で参考人制度を行う場合に、議長が例えば参考人に通知をしなければならないであるとか、参考人が会議で発言できる範囲などについて、原則的な事項が会議規則と委員会条例に、当市議会でも定められております。

しかしながら、実際に会議に参考人を呼ぼうとした場合には、自治法や条例・規則の規定だけでは実務的なことが一切定められておりませんので、市議会として独自に要綱などを整備して運用する必要があるということで、これまで要綱案等、検討してまいりました。

資料のこの二重線の下に参りますが、まず亀山市議会参考人の招致の手続に関する資料、この後の個々の要綱の2-2という資料になるんですけれども、こちらには概要として参考人に出席を求める場合の通知の書式であるとか、委員会に参考人を呼ぶ場合は議長から呼ぶ必要があるのも、議長名で、ですので、委員長から議長への依頼の書式など、主に対外的な手続の部分を定めておるところでございます。それが資料2-2の招致の手続に関する要綱でございます。

次に、その横につながっている箱で、亀山市議会参考人の招致の手続に関する申し合わせ、資料2

－3に該当しますが、こちらでは本会議や委員会に参考人の出席を求めることを議員や委員長が参考人をやはり呼んだほうが良いと思うと提案する方法であるとか、そういったことを初めとしまして、一連の実務的な詳細事項を申し合わせという形で定めておきまして、むしろ要綱は対外的な、表面的なことなんですけれども、実際にはこの申し合わせのほうに沿って制度を運用することが多いと思われまので、流れをずうっと実務的に規定しているのが申し合わせでございます。詳細事項を定めております。

そこまで行かまして、次にその下に矢印がありまして、請願者の趣旨説明につきましては、先ほど室長のほうからご説明させていただいたように、あくまで参考人制度の一形態として運用することが適当との見解がございますので、この参考人制度の中の一形態として請願者の趣旨説明について内規と、それからその詳細事項の申し合わせを定めるものでございます。

確認までに、請願者の趣旨説明というのは請願の提出者が請願が付託された委員会での請願の審査の前に、その請願の趣旨についてみずから説明したり、あるいは委員会がこの請願については説明が必要ということで請願者に出席を求める制度でございます。

こちらにつきまして、この亀山市議会委員会における請願者の趣旨説明に関する内規、資料2－4に該当するものですが、こちらも参考人制度、要綱の下位に位置づけるため内規としまして、例えば決めてある事項は請願者が趣旨説明を希望する場合の申出書の書式であるとか、趣旨説明をしていた際のルールなど、こちらも主に対外的な基本事項を定めようとしております。

最後に、その箱につながる横の箱の趣旨説明に関する申し合わせ、資料2－5の申し合わせでございますが、こちらでは実務上、例えば請願を提出しに来られた方に事務局が請願説明の趣旨があるかどうか、したいかどうかを確認したり、実際に請願者から趣旨説明の申し出などがあった場合には、その付託先の委員会を開催して、その可否を決定したりする必要がございますので、こちらのほうは先ほど申し上げた趣旨説明の内規、対外的なものよりは少し内部の事務的な事項であるため、別に申し合わせとして定めるものでございます。

それぞれの要綱については、今申し上げたようなことが定めてありまして、当面、今説明させていただいたような参考人の要綱と申し合わせ、それから請願者の趣旨説明の内規と申し合わせによって、請願者の趣旨説明も含めた参考人制度が運用できる体制を整備していければと考えるところでございます。以上でございます。

○部会長（服部孝規君） 今説明あったように、目的としては請願者の趣旨説明の場を何とか設ける必要があるのではないかというところからスタートして、それを法的にもいろんな条例関係の中で位置づけるとしたら、やっぱり参考人の招致という位置づけをするしかないであろうというところで、参考人の招致に関する手続のいろんな取り決めをつくって、その中の一つとして一形態として請願者の趣旨説明に関する内規、申し合わせをつくっていくと、こういう位置づけになっています。

だから、まず参考人の招致に関する手続というのを先にきちんと定めた上で、その一形態として請願者の趣旨説明というものを考えていくという、こういう順序立てになっています。

そこで、先ほど説明があった事項についていろいろ質問、意見等ありましたら、出していただければと思いますが。

新議員。

○部会員（新 秀隆君） 亀山市議会参考人招致の手続に関する要綱案というので、資料のナンバー

でいうと2-2のところなんですけど、こちらの第3条のところ、参考人は議長または委員長からの求めに応じて、ここずうっと書いてある、ここでいう賛否を表明しなければならないというところをもう少しちょっと説明いただきたいんですけど。

○部会長（服部孝規君） 村主さん。

○議会事務局員（村主健太郎君） 参考人制度というのは、議会が審査しようとする議案や案件につきまして、専門的知見等を有する学識経験を有する方とかをお呼びして、ご意見を伺うものなんですけれども、前提としてその方のその事案に対する賛否について申し上げていただくというようなことが制度運用上、ある程度ちょっと前提となっておりますので、要綱のほうでこのように書かせていただいておりますのでございます。以上です。

○部会長（服部孝規君） 新議員。

○部会員（新 秀隆君） そこはわかるんです。この賛否の表明をしなくてはというのは、議長とか委員長からということは、議会全体とかその付託する委員会のメンバーの賛否という、そういう意味なんですか。そう捉えたらいいんですか。

○部会長（服部孝規君） そういうことやなしに、参考人として来ていただいた方がしゃべる中身というのは、議案審議に影響を持つわけ。だから、そのために、参考人として来てもらった人の賛否が同じでないとまずいやろうと。例えば賛成の人2人、反対の人2人というような呼び方をしないと、例えば賛成の人が多数でというような偏りがあるとまずいという意味で、参考人に来てもらったときには、参考人の人のまず自分はこれに賛成ですか、反対ですかというのをまず述べてもらって、同じ数で人数的にも同じようなあれでということをやるという意味で、それを明らかにしてもらってしゃべってもらうという必要があるという。

だから、賛否を明らかにせずに参考人として意見を述べるというのは、これはフェアではないというようなことやと思うんですよね。違いますか。よろしいか。それでよろしいか。

（「はい」の声あり）

○部会長（服部孝規君） ほかにありますか。

西川委員。

○部会員（西川憲行君） 参考人として招致した方に対する質疑ということになっていきますけど、この質疑というのは、議会であったら18人の議員さんがおる中で全員が質疑をするという形なのか、その質疑をする人がある程度限定された上でやるのかという点について。

○部会長（服部孝規君） 村主さん。

○議会事務局員（村主健太郎君） こちらのほうにつきましては、参考人制度が本会議及び委員会の両方でできることになっておりますので、本会議においては特にどなたか特定の方がということはないと思われまして、質疑はどなたもできると思いますし、それから委員会においても委員各自ができるのかと思われまして。

しかし、実際に運用するとき、参考人の方をどのような形で着席いただいて、どういう形でその会議の中で参考人を含めた審査の形態をとるかについては、ちょっとまだ具体的などころは検討しておりませんので、フリートーク形式ではなくて、やはり質疑という形をとるのだと思うんですけども、発言権はどなたにもあると思われまして。以上です。

○部会長（服部孝規君） 誰でもできると。

西川委員。

○部会員（西川憲行君） 僕のイメージとしては、国会でやった憲法審査のときの参考人質疑というのがイメージで強く残っているんですけど、あれば各党代表とか会派代表みたいな方が出てこられて、それぞれに質問をぶつけてという形だったので、18人がそれぞればあっとなるというのか、それともそういうふうに各会派代表なら代表がそれぞれに、あるいは質疑したいという希望者のみとかいう何かこういうルールがないと、かえって時間が延びたり、質問が重複したりということにならないのかなということをお考えしますので、その辺もちょっと制度的には検討してからのほうがいいのかということに感じます。

○部会長（服部孝規君） この資料2-3の申し合わせの第6条に、参考人の発言、質疑等については次のとおりとすると書いてあって、その（4）で議員は参考人に対して質疑をすることができるが参考人は議員に対して質疑をすることができないという規定だけで、その議員の範囲を今言われたように会派の代表者に限るのか、全ての議員にオーケーとするのかということまでは決めていないというね。

だから、その辺は議会運営上の問題もあるし、時間の問題もあるので、ここらにはやっぱり例えば代表する代表人としても時間をどうするのかとか、その辺のところも含めて実際運用するとするとその辺も必要になってくるのかなということには思うんですけどね。それはまた決めないかんということやね。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） その部分につきましては、この参考人招致を実際にやるようになったら、今、部会長が言われたように、当然会議等の時間とか流れの進行もありますので、そのときの議会運営委員会のほうで質疑を誰がされるか、その辺も含めて議運のほうで議論されるべきことかなということに思います。

○部会長（服部孝規君） 必要なのは必要。だからそれはその都度、その問題が生じていたときに議運で議論して決定していくという形になるかなと。

西川委員。

○部会員（西川憲行君） そうしたら、このどこかにそういう部分については議運で定めるとかというのを入れておかないと、ちょっとルールとしてどうなのかなという気はしますがね。

○部会長（服部孝規君） ただ、一般的にそういう問題は議運でやるのがあれやでね。だから、あえて書かなくても議運に行くやろうと思うけどね、それはね。

ほかにありますか。

（発言する者なし）

○部会長（服部孝規君） 問題は、参考人は先ほども言ったように、一つ請願者のあれを法的な根拠としてつくるために参考人のあれを持っておるんだけど、主は請願者の趣旨説明に関するこの部分なんで、この部分で意見をいただければと思うんだけど、いかがですかね。

この特に申し合わせの資料2-5、このところにこの制度を入れるとすると結構手続的にいろいろあるというのはこれでわかるんですけど、例えば議会事務局が請願の提出が第2条で提出があった際に請願者に対して、趣旨説明の意向を確認すると。請願者が趣旨説明を希望する場合は、今度は趣旨説明申出書を議長に提出すると。

今度は、3条で請願者による請願の趣旨説明の申し出があった場合は、今度は当該請願の付託先の委員会、例えば教育民生委員会であるとか、総務委員会であるとかというその委員会の委員長が定例会の質疑質問聞き取りの日の午後に委員会を開催して、趣旨説明の申し出について受けるか受けないか、つまり趣旨説明をしてもらうのか、必要ないとするのかという判断は委員会で行うことができるわけね。

だから、自動的に申し出があったらやるというんやなくして、申し出をもらってその上で委員会としてやるかやらないかの可否を決めるという、こういう手順を踏んでいくもんで、今の今この質疑質問の聞き取り日の午後というのは、結局は本会議で質疑や一般質問があって、それから委員会に付託されていくという流れの中で、その委員会の中でやるとすれば請願者の趣旨説明をするわけやけれども、その前にやっぱり委員会として受けるのか受けないのかという、ここを決めるという、こういう流れになると。非常にちょっと手の込んだ複雑な流れになるんです。ということなんです。

新委員。

○部会員（新 秀隆君） そうしますと、例えば請願者を招きましようとなった場合は、当然提出者は賛成に決まっておるんですから、その反対意見的なそういう方も探さないかんということですか。

○部会長（服部孝規君） いやいや、それは参考人の場合は賛否両方をということになるんやけれども、この請願者の場合はその請願をする人に請願の趣旨をわかりやすく説明をしていただくためだけやから。別に賛否は関係ない。

西川委員。

○部会員（西川憲行君） これは担当の委員会にということなんですけれども、委員会付託が本会議を通る前にもう請願の付託は自動的に回すということですか。いつもやと請願はどどこ委員会にと一応言いますよね。

○部会長（服部孝規君） 請願は今までどおりの手続で付託を決めていくんやけれども、これは付託をするかどうかやなくして、その付託された請願について、請願者が趣旨説明をするかせんかという。

西川委員。

○部会員（西川憲行君） 付託前に先にもうそれだけ諮ってしまうと。

○部会長（服部孝規君） そうやね。

付託はよほどのことがない限り、バツになることはないんでね。

村主さん。

○議会事務局員（村主健太郎君） この件につきまして、ちょっと過去の検討部会で提出させていただいた資料で、一応招集告示の日に議会運営委員会を開催しまして、請願の付託先の確認をその議運ではしますと。

今までですと、議案質疑の終了後に請願文書表の配付という形で請願の付託ということで知らしめておったというか、議員さんには周知させていただいていたんですけれども、この議運があってから7日間かけて開会までの間に、議運での請願、こういう請願が出てきておることについては、各議員さんに議運の資料としてお配りをしまして、付託先についてもこのような形で確認をしたということも含めて意思決定がなされたことは周知されますので、周知させていただくことにしますので、一応請願文書表の配付を待たずとも、一旦は付託先の委員会は前提としては議会全体に行き渡る中で、行うことになるかと思います。

○部会長（服部孝規君） そやで12月議会のときに大規模な商業施設の請願ね。

あれを例にとると、今、村主さんが言ったように、まず本会議の開会の1週間前に議運が開かれて、その中でそういう請願が出されたということを言われて。その付託先が産業建設委員会ですよというところまで議運で決めるわね。その決めた時点で、彼が言ったのは、その請願の内容も含めて、どういう内容の請願が出たかということも含めて皆さんにお知らせをすると。

それを知ってもらった上で、この質疑の聞き取りの日の午後に、それを皆さんが知ってもらった上で委員会に集まってもらって、これについての趣旨説明をしたいという申し出があったら、申し出があった場合にはこれを受けるのか受けないのかということ委員会を相談してもらう。

それで、委員会が受けるというふうになれば、そのように進んでいくという。もう受けないということであれば、通常の請願の審査と同じ扱いで進んでいくということになるんで。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） 確かに開会の1週間前の議運で付託予定ということで、あくまで付託の予定ですよ、どこどこ委員会に付託をする予定ということで、確定ではないわけなんですよ。

実際は議案質疑が全部終了して、議長が議場でこれについては請願文書表のとおり所管の常任委員会に付託すると、そこで初めて付託が成立するので、確かに西川委員さんが言われるように、付託がまだ正式に決定していないのに、委員会でこの可否を決定することには無理があると思いますので、その辺、もう少し研究したいと思います。

○部会長（服部孝規君） そりゃあ、ほとんどないケースやけど、万が一付託されないという場合もあるわけですね。確定していないという意味は。

だから、そういう意味で付託が確定しないのに、先に委員会を趣旨説明を受けるかどうか、もう既成事実みたいな話になってくるでな。

確かにその辺はそういう問題が生じないような配慮せなあかんね。

ほかにどんな意見でも結構です。言ってください。そのほうが深まりますので。

要は、これはしたいという人に対して門戸を開くだけのことで、今までどおりのようなルールで趣旨説明は要りませんという人については何も変更はない。

ただ、それをしたいと申し出があったときに、今の状況では受けられないということで、それを整備しておこうということで、必ずしも請願が出たらそれがあるということではない。

よろしいか。

（「はい」の声あり）

○部会長（服部孝規君） これって最終はどこで決めるの。ここで決まらんやろの。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） これについては検討課題ですので、ここである程度の方向性を決めていただいて、最終、推進会議のほうで確認をもらう形になるかと思いますが。

○部会長（服部孝規君） そうしたら、この現在出されている内容で推進会議にかけるということでよろしいですか。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） ただあともう一点、議会の運営にもかかわっていくことですので、一旦部会の案を議運のほうでちょっと説明もして、再度もんでもらうたものが推進会議のほうとして

スムーズに流れるかもわかりません。

実際にこれを委員会で運用しようと思うと、その請願者に来てもらう時間の関係もありますので、委員会審査の順番も、例えば、まずは分科会やで補正が終わって冒頭でやるのか、ちょっとその辺の委員会の進行もかかわってくる部分だと思うんです。

ただ、あくまで分科会が先にあるので、幾ら委員会の冒頭にやると決めたところで、委員会がじゃあ何時かというところはまた流動的な部分はあるんですけど。

○部会長（服部孝規君） ただ、請願者があえて趣旨説明をしたいという意欲を持ってみえるんやったら、僕は別に待ってもろってもいいかなと思うけどな。そこまでこちらが先にそれをしてということまでする必要はないかなと思うけどな。

高島委員。

○部会員（高島 真君） したいと言うて、結構ですと言えるわけ。こちらは趣旨説明したいんだと請願者が言うてきても、こちら側が、いやいやわかっていますので結構ですと言えるわけなんですか。

○部会長（服部孝規君） 言える。あくまでも委員会の決定としてということやで。

西川委員。

○部会員（西川憲行君） 今たしか請願は委員会では放映していないですよ。しているんですか。ほうしたら問題ないです。

○部会長（服部孝規君） 渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） この委員会の進行の件と、先ほどの委員会での趣旨説明を受けるか受けないかの決定のタイミングとか、その辺はもう既に県内でもこの請願の趣旨説明を受けている市議会もありますし、結構全国的にはふえてきていますので、ちょっと他市の運用ももう一回確認して、もう一回、次回の部会でこの進行の流れを示させていただいたほうがいいのか、それかそのまま確認してその案を議運へ出させてもろうてええのか。

○部会長（服部孝規君） 多分、今やって3月というのは厳しいと思うんやな。3月議会からというスタートは。だから、早くて6月議会になるんで、うちでもう一回、例えば2月に検討部会がある中で、今室長言われたような部分も入れた形で、修正した形でもう一遍もんで、それから議運なり推進会議なりという流れでもいいんかなと。何としても3月にせんならんという前提があるんなら困るんやけど、それはないからね。

じゃあ次回、もう一度、きょう出た意見を含めて出し直していただいて、それでもって議運なり推進会議で諮っていただくという方向で進めていきたいと思います。

じゃあ、次、行きます。

これちょっと順番を私、変えさせてもらいたいんやけど、4の議会報告会の開催についてというところ、まず先に決定をできればしたいという部分を先にさせていただきたいと思います。

4、まず議会報告会の開催について、資料5について説明を。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） 議会報告会の開催のカルテについては、もう特に追記がございません。一応、追記の最後が改定が27年10月14日ということで、このときに1年間はやらないと決めていただいたということで、それ以後の議論はございませんので、特に事務局からの説明はございません。

○部会長（服部孝規君） はい、わかりました。

私のほうからの提案ですけれども、この時期に来年度というのか、議会報告会をやるのかやらんのかというのを決めないと間に合いませんので、決定をしたいと思うんですけれども、前回1年、この1年間しないという議論の中で、一番やっぱり大きかったのは委員会での所管事務調査、これが非常に意味があるし、重要やということを各議員さんが言われて、やっぱりここに力をかなり入れてきているわけですね。

そんな中で、もしそれにプラス議会報告会をやろうとすれば、もちろん議員のほうも非常にハードにはなりますけれども、それ以上に事務局が、議員側がかなりの部分をやるということなんやけれども、結局実務的な部分ではどうしても事務局の力をかりなければできないというのがありますので、それを考えていくと今の事務局の体制の中で、所管事務調査は引き続きやりながら、さらにその報告会をやるというだけの体制がないのではないかなというふうに思うんです。

だから、そういう意味では、議会報告会ができるような条件整備はまだできていないのではないかなという気がしますので、僕はこの1年、引き続き報告会はなしで所管事務調査で進めていくという方向でどうかなという提案なんです。

ご意見は。

岡本副部会長。

○副部会長（岡本公秀君） 僕も服部委員長に賛成なんやけれども、ただ所管事務調査というのも委員会によってはだんだんとタネが尽きるようなことがないこともないわね。

そうやもんで、所管事務調査がいつまで続くかということも先のことやでわからんで、また所管事務調査もタネ切れになったでちょっと休もうかというような時期がもしも到来したら、そのときにはこちらへ議会報告会というのが浮かび上がってくるかもしれんで、だからおっしゃるように、しばらくは様子を見て、ことし1年、来年1年はやらんのはええけど、これを完全にペケにしまうと、廃案のような形にする必要はなくて、とりあえずペンディングやね、それで僕はええと思います。

○部会長（服部孝規君） 毎年こういう形で、この時期にこの1年間やるのかやらないのかという、要するに報告会についてはやる方向というのは一つ出てるもので、だからそれを2ステップ論という形で、とりあえずはそういう委員会でのあれをまず優先してやるんやということで進めている関係でそうなっているだけで、毎年毎年それは、岡本委員言われたように、相談をして決めていくという必要はあると思います。

だから、少なくともこの1年間については、議会報告会は開催しないという方向でどうかなということですよ。

よろしいか。

新委員。

○部会員（新 秀隆君） 各常任委員会での所管事務調査、タネ切れとおっしゃる意見もありますけど、それ以上に今1年を2年にしようかという話もありました。

そういう中で、やっぱりより深いものを求める意見もあるということも大切なことだと思います。

そういう中において、今回は見合わせという方向にはあるんですけど、部会長がおっしゃられたように事務局の役割とか、また議員がどこまで役割れるか、その辺が明確になっていないと次の年度もやっぱり一緒のことになると思いますので、そこだけはちょっと別に進めたほうがよいのではないかな

と思います。

○部会長（服部孝規君） ほかに意見ありますか。
よろしいですか。

（発言する者なし）

○部会長（服部孝規君） じゃあ、この1年間については、議会報告会を開催しないということ
よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○部会長（服部孝規君） 西川委員。

○部会員（西川憲行君） やるやらないということについては、僕はそれでいいと思うんですけど、
ただ先ほど岡本副部会長が言われたように、やる可能性も残すというのであれば、やり方についての
検討とか、こういうやり方でやっていくんならいいんじゃないのとか、それから先ほど新委員が言わ
れたように、事務局と議員とのすみ分けで、ここまでは議員がしようと、それで事務局がこういうと
ころは助けようというのは、この部会の中で話し合ってもいいんじゃないかなという気はしま
す。

○部会長（服部孝規君） いざやるとなってから、また検討し出すとね。

だからそういう意味では、そういう言われたような目に見えている課題というのはやっていく必要
はある。

だから1年間は報告会はしないけれども、このテーマについての検討は続けてやっていくと。いつ
オーケーになってもできるよという状況にはしていくという意見ですね。

よろしいですか、それで。

（「はい」の声あり）

○部会長（服部孝規君） じゃあ、4はそういう方向でいきたいと思います。

それから、5、タブレット端末に係るアプリケーションソフトの追加申請についてということで、
事務局お願いします。

新山さん。

○議会事務局員（新山さおり君） それではお手元に配付してございます資料6のほうをごらんくだ
さい。

11月に森副議長のほうからアプリケーションの追加について申請がございました。

追加をされたいというソフトが、コクヨのほうのタックインデックスの印刷アプリ「合わせ名人
4」でございます。こちらは議会資料の整理のために使われるということでございます。

別紙のほうに参考でどのようなものかつけてございますので、ごらんください。以上でございます。

○部会長（服部孝規君） よろしいか。

（「はい」の声あり）

○部会長（服部孝規君） それじゃあ、これは承認をするということできたいと思います。

新委員。

○部会員（新 秀隆君） これ、自分のパソコンではつくっておるやつで非常に便利でいいんですけ
ど、承認ということはいつからというのは。

○部会長（服部孝規君） ああ、それはもう、いつからなのかな。

もうええねんやな。オーケーです。

それでは、戻って2の機能が十分に発揮できる議会、いわゆる任期2年という、この問題について議論をしたいと思います。

これはきょう結論を出すということでは必ずしもありませんので、ただこれちょっと時間がたっていますので、もう一度復習の意味で資料の説明を事務局にお願いしたいと思います。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） それでは、この課題につきましては、部会長のほうから提案をいただいて、前回の検討部会で一応やっていくことになった案件でございまして、前回資料3-1と3-2は既にお配りをさせていただきました。これは全国議長会の資料でございまして、まず3-1の下段のほう、これが議長の任期関係、それから3-2のほうの上段が委員の任期の関係でございます。

今現在、議長の任期は地方自治法で4年、それを亀山市議会では申し合わせによって今1年と。委員会の委員については、委員会条例で任期1年と規定をしております。

まず議長のほうは、資料3-1でございますけれども、人口が亀山の場合5万人ということになりますと、5万人未満であっても5万から10万人未満も、この2段を見ますと、任期2年が半分以上ということで、圧倒的に他の人口区分を見ましても2年のほうが多いという状況でございます。中には、この法定で任期4年でやっておるところもありますけれども、全体的には2年が多いと。

委員会のほうを見てみますと、資料3-2でございますけれども、これも5万人と5万から10万両方見ますと、任期2年が7割から7割以上ということで、圧倒的に2年が多いと。

ただ、三重県の場合は1年が多いということは言わせてもらいましたが、そのときは資料がなかったんですが、今回県内の状況も調べました。これが3-3でございます。ごらんのように圧倒的に1年が多いということで、三重県の特徴かなとは思いますが、その中で上から2つ目、桑名市につきましては、今年の12月からこの正・副議長及び委員会委員の任期について検討に入ったということで、複数年の検討に入っておるという状況でございます。いなべ市が、29年の改選より任期を2年にする予定だと。これは正・副議長と委員両方あわせて2年にしようとしておるということでございます。それから、鳥羽市につきましては、今現在議長が2年、副議長が1年、そして委員が2年となっていますけれども、これもことしの5月の役員選挙より副議長も2年にして、正・副及び委員は全て2年になるということでございます。これが県内の状況でございます。以上でございます。

○部会長（服部孝規君） そんな状況の中で、特に亀山の場合を考えてみると、議場をちょっと思い浮かべてほしいんですけども、議長、副議長をやっていない人というのは1列目の人プラス私。だから半分以上はもう議長、副議長を経験しておる人というのが、今の現状なんです。これはもう1年任期としてはあるんで、今度また議長は副議長になった人になる可能性があるんであれやけど、副議長は新しい人になるという可能性があるんで、もう一人また副議長経験者が出るという。

だから、18人のうちで、もうほとんどが議長、副議長の経験者みたいな構図になるもんで、18人という縛りの中で毎年議長、副議長を出しておると、そうすると、例えば委員長を決めるときでもなかなか議長経験者、議長の人に委員長というのも何か言いにくいようなところもあって、だから、余り議長、副議長経験者がふえてしまうこともどうかなというのも一つあって、もう一つは、副議長の場合は補佐やもんで、何かあったときにしてもらっただけで済むんやけれども、議長の場合、やっぱり議会の顔になるんで、その人を毎年変えるというのもどうかなと思うんで、4年というのはちょっと

と無理かもわからんけれども、少なくとも半分の2年はやるというふうにしたほうがええんやないかなというのがあって、そのほうがスムーズに動くんかな。

ただ、この問題は前も言わせてもろうたけど、これをやると委員長も2年というサイクルにしないと、役員選出がややこしくなる。例えば2年に1回議長、副議長をやって、委員長はそんなんやったら1年交代やとしたらどこでどういうふうにして決めていくんかという話になってくるんで、やっぱりそれはもう同じ議長、副議長の改選のときに委員長、副委員長も同時に改選していくという必要がある。

ただ、問題は2年ということになると、2つの委員会しか行けない。3つ委員会があるけれども、4年間のうちで2つの委員会にしか行けないわけやな。今やと4年あるもんで、1年に1回変わっていくもんで、4年のうちに3つの委員会は十分行けるわけやね。だけれども、その辺の問題をどうするかという問題が多分出てくるんやと思う。

そういう問題も含めて、だからこの問題はそういうところまで影響していくかなという。そんな問題を含んでおるといことで、この辺はちょっと自由に、そんなに難しい話ではないんでね、内容的にはね。それぞれ意見をちょっと一遍出し合ってもらおうかなと思います。

岡本委員。

○副部長（岡本公秀君） 私も、議員定数が減っておるで、毎年毎年議長、副議長、議長というポストは2回目でもええけれども、副議長を2回やったという例とか、監査を2回やったというのは余り聞いたことないでしょう。だから、毎年毎年議長、副議長を出していくというのも、人がようけおればええんやけれども、ちょっとしんどくなりつつあるという気はします。

そうすると、さっきおっしゃった2年で僕は基本的に、議長を2年やるのは結構えらいと思いますよ。1年でもえらいんやで。せやけれども、2年やるのはええけど、そうすると委員会構成、委員会が2年やったら3つの委員会を一巡できないという問題が出てくるんやけれども、これも今1つの委員会に5人ぐらいしか、五、六人しか在籍しておらん委員会も多いんやで、何なら委員会の二重加盟とかいう手もあるわけであって、そういうところまで総合的に考える必要が発生するかもしれませんね。

これだけ手をつけて、あとはほりっ放しというのはいかんで、先ほど新さんがおっしゃったように、例えば3委員会を2委員会にするとか、それか2つの委員会に1人の人物が所属するとか、そういったこともあわせて検討するとなってくると、連立方程式を解くようなもんで、きちんと決めるのは時間のかかる話かわかりませんが、だけど基本的には議長、副議長が毎年変わっていくと、やっぱり重みもないし、2年やっていただいたらありがたいなと私は思います。

○部長（服部孝規君） どうぞ、ご意見を自由に。

新委員。

○部会員（新 秀隆君） 委員会の3委員会制を2委員会になればほかの委員長とか、そして議長、副議長制も定まってくるのではないかなと。だから、僕は所管がやっぱり今副部長がおっしゃられたように、5人で何千万、何億という審査をしていくというのもちょっといいのかなというのも考えものでありますので、その辺がまた委員会重複制という意見も確かにありましたんですけど、1つでも大変なときに、やっぱり2つかけ持って委員会を進めるというのも、これまた個人負担的だか能力的な問題もあるんじゃないかと思っておりますので、私はまず1番目に委員会の3委員会、2委員会とか、

そういうところから入ったらいかがかなという一つの意見ですけど。

○部会長（服部孝規君） 他にありましたら、どうぞ。

（発言する者あり）

○部会長（服部孝規君） 僕は議長はないけど、委員長を去年1年間やらせてもろうて、あれを2年やれと言われたらちょっとやっぱり勘弁と。まあ1年なら何とか頑張れるけど、2年やれと言われたらちょっとというのはあるな、確かにな。

西川委員。

○部会員（西川憲行君） 委員長とか議長、副議長というのは議会内の問題ですけれども、監査という問題も出てきますよね。

監査の場合は、市のほうになりますので、それはもう1年のままでいくのか、そっちもあわせて変えていくのかという話が出てくるんじゃないかと思います。

○部会長（服部孝規君） 例えば、全員協議会の中で決めて、市長提案で出てくるやつやで、別にそれは分けてできるんやと思うけどね、それはね。

ただ、委員長とか議長というのは一応、議長なんか特にそうやけど、法律上は4年が任期なわけや。だから、4年の任期やのに議長がかわるということは、議長が辞表を出すということにかわるという形をとっておるわけやな。任期満了やあらへんのやで。

だから、辞表を出しておるんやに。任期4年。だから、議長より辞表が提出をされましたとやるやろう。あれは要するに法律上は4年あるのに、交代というわけにいかんわけよ。だから、その議長が辞表を出したから空席になりましたと、議長が。で、この際、お諮りいたします。議長を選出、選挙をという言い方をせんかったらできんわけや。

議長が辞表を出さんたら4年の任期があんのやもん。だから、俺やるって言うたらそれまでなんや。あくまで申し合わせで1年としておるから、辞表を出してもろうとるだけで。

（発言する者あり）

○部会長（服部孝規君） 委員の任期は1年にしておいて、議長、副議長だけ2年にするという、これはどういう問題が出てくるんやろう。

じゃあ、10分間休憩します。

午前10時59分 休憩

午前11時09分 再開

○部会長（服部孝規君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ちょっと先ほど休憩前に、委員長が1年の場合というのはどういう問題が生じるかという、事務局何かありましたら。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） ちょっと考えてみましたけど、その2年と1年でずれがあっても特に問題はないかと思えます。

○部会長（服部孝規君） それは分けて考えても、例えば正・副議長をとりあえずということで議論を進めていくと。このほうが議論はしやすいね。新委員長がさっき言った委員会の問題も絡んでくるんでね。

そうしたら、その問題に絞って一度会派で意見を聞いていただけますか。正・副議長の任期を法律

上は4年なんやけれども、申し合わせて1年になっていると。それを2年にしてはどうかというのが今検討部会の中で議論されていますと。各会派の意見を集約したいんで、意見を下さいということで。

西川委員。

○部会員（西川憲行君） それに関して言えば、この検討課題45が議長、常任委員会委員の任期についてということでもくられているんで、カルテを一つ分けてつくられたらいかがかなと。

○部会長（服部孝規君） これはその部分、該当する部分を書き込んでいったらいいんで、それはそれで余り細かくせんほうがええやろうなと思うんやけど、どうやろう。

西川委員。

○部会員（西川憲行君） 検討カルテ45が一旦終わりますんで、議長の部分だけ終わらせて、それでまた新たなカルテをつくれれば常任委員会についてというパターン。

○部会長（服部孝規君） ああ、なるほどな。

その辺、事務局、どうやろう。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） 常に議論を一緒にやっていくのであれば、1つのほうがええかなという気もしますけど。

○部会長（服部孝規君） そうやで、例えば議長、副議長については、今言ったように2年という方向で一遍議論してみるという。常任委員会についてはもう1年でいくという、そういう関係性がある中でやっていく必要があるやろうということで、カルテとしても1本で。

新委員。

○部会員（新 秀隆君） ちょっと確認ですけど、じゃあ、議長、副議長については会派で吸い上げてくると。

常任委員会については、もう1年という方向で、そこには触れないで進めていけばいいですね。

○部会長（服部孝規君） 触れない。そこは触れない。

じゃあ、これを次回の、また日を最後に決めますけれども、までに約1カ月ぐらいあると思うんやけどね、会派で聞いてきていただきたいと。

それから、最後に長期欠席者の対応についてという資料4です。

説明をお願いします。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） 資料4につきましては、過去に株式会社ぎょうせいのほうに調査事項ということで依頼をして、一応検討部会のほうでもぎょうせいから来ていただいて説明を受けた案件で、そのときの資料がつけてございます。

これを聞いてからもう大分時間もたっておるんですけども、やはりこの長期欠席者を議論していると思うと、当然やるのであれば改選の前に条例改正とかがしておく必要がありますので、もし次の選挙までということになれば、それまでのところで報酬の条例改正の必要がございます。

そもそもこれをやっていくには、報酬とは何ぞやから入っていかなあかんと思うんですけども、ただ具体的にじゃあこれをどういうふうに進めていこうかという進め方から、議論のやり方からちょっとご意見をいただきたいなというふうに思います。

資料については過去に説明を受けたものですので、一度これについてはご一読をいただきたいとい

うふうに思います。実際にもう他市で条例改正をしているところもありますので、一度その条例が見たいということであれば、次回の部会にはその改正後の条例をお出しすることはできますので、また資料として出したいと思います。

○部会長（服部孝規君） 今説明ありましたように、まずこの問題、長期欠席者が出た場合に、その議員報酬をある程度そのままにしておらずに減額するとか何とかという、そういうことについては異論はないやろうと思うんですけども、問題はどういう場合にどれだけ減らすんかということになってくると、なかなか難しい問題がある。

そのときに、そもそも議員報酬って何なんやというところがわかっていないと、例えば議員報酬というのはここにぎょうせいさんのあれで書いてある、要するに基本的事項の（２）かな、議員報酬等というところに、議会議員の職務遂行に対する反対給付をいうと、こういうふうなもの。だから、あくまでも生活を支えるためのものではないという書き方やね、と僕はとるわけ。

だから、その辺のところ、それじゃあ、カットする場合に、議会活動を、全然議員活動をしていないから全額カットでええやないかというのか、いやいや生活もあるんやから、ある程度生活は見たらないかんよというふうに見るのがまた割れてくるんやね。どの程度、議員報酬というのを生活という問題と、生活を支えるという部分と、それからいわゆる議員の活動の対価というのか、そういうものという割合をどう見るのかとか、その辺をまず議論しておかないと、どれだけ減らすんやという議論がなかなかしづらいなというふうに思うんで、まずその議員報酬とは何ぞやというあたりのそもそもの議論からしたほうがいいんかなというふうに思います。結論はなかなか出やんと思うけどね。それぞれ意見を出してもらうたらどうやろう。

この反対給付というのはどういうふうに理解したらええんやろうな。

（発言する者あり）

○部会長（服部孝規君） だから、結局対価やろ。その議員として活動した費用がかかった、それに対してこれだけのお金を給付しますよという、そういう意味やと思うんさな。

だから、そこに生活を、家族を持っておる人の家族を支えるという部分が入るのか入らないのか。実際は入っておるんやに。実際は入っておるんやけど、事実上ね。そうやけど、建前としてはこういう言い方をされるわけやな。

森副会長。

○副会長（森 美和子君） 職務というのがここに書かれている。本会議のみが、拘束される委員会とかのみが職務なのか、ふだん私たちが議員として活動しているものが職務と言われるのか、そこはどうなるのかね。

○部会長（服部孝規君） その範囲も問題なんやな。

議会議員の職務と言った場合に、我々が日常やっているのは正式な会議に出る以外にも市民の方と話をしたりとか、相談に乗ったりとかいろんなことも含めて、それから研修会に行ったりというのもそうやわね。

だから、そういうことも含めて職務遂行というふうに思うんやけれども、そこをどうするかやね、職務遂行と言った場合。

ただ、そういう研修会なんかは反対給付というのは政務活動費なんかである程度補償はされておるんやけれども、それ以外に例えば本当に車で市内をぐるぐる回ってあちこち行っておる分については、

特にガソリン代が出るわけでもないし、それは全部報酬の中からしか出えへんでね。

ちょっとこれは自由に議論していただいて、自分自身はどう思っているかでもいいわ。報酬というものをどう考えているのかという。

僕が思ったのは、12月議会で期末手当の問題が出たやん。あのときに、山本部長がややこしい答弁をしたんやけれども、最初は報酬というのは期末手当も含まれると言ったわけや。含めて報酬やという答弁を午前中にした。で、午後になったら、いやあれは間違いでしたみたいなことで、あくまでも39万が報酬であって、期末手当は別物ですということを言う。報酬の中には含まれませんということを言われた。だから、その辺のところ非常にわかりづらいという。

それから、もう一つは常々僕が思っておるのは、こういう議員活動の反対給付ということが議員報酬やとしたら、なぜ所得税が取られるんやと。稼いだ金に対して所得税を取られるのは仕方ないわね。自分の生活のために金を稼いで、家族を養うという。だから、その所得税を取られるのはわかる。そやけど、議員活動をしたための費用がかかったからそれを穴埋めしてあげましょと、補填しましょという趣旨なら所得にならんやないかと。要するに39万をもらって39万の議員活動をしたら手元に何も残らへんやで、それに対して所得税をかけられたら、たまったもんやないわな。

だから、そういうところら辺も所得という把握をされるわけよ。そこらあたりが、実態と建前との物すごくギャップがある。だから、本当にこの問題というのは、ここで議論してどうこうという問題やなしに、制度自体がいろんな問題を含んでいる。

だから、我々からしてみたら議員報酬の対価やと、議員活動の対価やというんやったら、期末手当をもらうのは筋違いやわね。そうやけど、生活をささえるものやというふうに考えるからああいう期末手当もありやという話になるんやけどさ。そこらも整理をせんならん。どう考えるんやという話や、難しい、これ。

これ、長期欠勤者も当然。それはあれか、期末手当の中で在籍しておったら100%もらえるし、在籍してなかったらということになるんや。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） 期末手当は、基準日とか、そんな関係もある。

○部会長（服部孝規君） だからこれともう関係なくやろうか。

（発言する者あり）

○部会長（服部孝規君） 自由に言うてください。

新委員。

○部会員（新 秀隆君） 確かに勤勉手当というのもありますけど、議長、副議長、監査はちょっと違いますけど、普通で例えば委員長でもしょっちゅう来ておったりとか、それは全然報酬にならん。でも、片や委員長も何もしていないという、もう議会質問もせんというのもこれも同じなんです。その公平さと言うてええのかわからんですけど、やっぱりそういう問題もあると、本当に私、難しいという意見だけですけど。

○部会長（服部孝規君） 難しいという、確かに難しい。

岡本委員。

○副部会長（岡本公秀君） いろいろな角度によって見方があるんやけど、例えばこれ、僕なんか単純に身分そのものにくっついてくるお金やと思ったら、それはそれで一つの考え方であって、何をし

ようがしまいが、身分そのものにくっついてくるの。

というのは、反対給付という、一生懸命やる人やらん人で単価が変わってくるやんか。ほんまのこと言うとな、いろんな計算するとな。委員長をやっようけ引っ張り出される人と、全然せんというか、そうすると単価が明らかに違うやんか。そういうふうなことを細かく突き詰めると話が進まへんでしょ。

だから、身分そのものに付随してくるもんであって、何をしようがこれだけとはいう考えもないことはないね。ただ、長期欠席者へ報酬を払って何かと世間で批判されるのは、その人物が犯罪がらみで、そのくせお金だけもろうておるとい例が往々にあるわけやね。そういう場合があるんで、批判の的やけど、これ例えば事故に遭うて入院とかけがとか病気とかいうと、またそういう批判のトーンも変わってくるやろうしで、休む理由というのもしんしゃくせないかん要素でもあるんかなと思います。

○部会長（服部孝規君） そうですね、それはそのとおりのやね。

だから、本人の意思にかかわらず、例えば議員活動をしようとしてもできないような状況に置かれておるとい、そういう場合はちょっと別に考えないかんのやろうな。それを払うのか払わんのかという問題はちょっと違うんやろうね、病気とかそんなんとは。

そやで主にやっぱり病気とかそんなんで、議員活動してないやないかと、できてないやないかと、それやのに払うんかということに対する批判やわな。そこの問題やと思うんやな。そやけど、僕が言うたような議論をしていったら、とてもやないけど行き着かへんもんで、多分ね。だからそこはもう置いておいて、それこそ議員活動をする上でもらっているお金やと、議員報酬はね。それは生活を支える人は支えるものに使っておるし、議員活動に充てる人は充てておるしという、それはもう分けて考えると、いろんな使い方があんなやということでもって、岡本さんも言わはったけど、議員といういわゆる仕事をやっていく上で必要な、いろんな意味での生活もあり、議員活動もありという支えるための費用というようなことで考えたらいいんかなと、もうぎっくりやに。そうせんちょっと考えようがないわ、もうね。

だから、それに対して病気で休んだ場合はどれだけ減らしたらええんやと、例えば病気の場合。そして、犯罪で自分の意思に反して出られないというような状況になった場合はどれだけ減らしたらいいんやろうという、そこらの議論やな。

一遍よその例をたたき台にしてやりますか、もう。

そもそも論で答えを出すというのは無理なんで、そんなんやったらもうよそがやっているのを参考にして、うちもそうしたらこの辺でいきましょうかみたいなことしかもうないのかもわからん、これは。

だから、そもそも議員報酬はこういうもんやから、そやからこれだけパーセント減らしたらいいという、妥当なんやというような結論は出やんやろうと。

（発言する者あり）

○部会長（服部孝規君） 難しいのは、本人の意思に反して行けやん状態なのか、本人の意思でもってくらましておるのか、そここのところが難しいわな、判断がな。

（発言する者あり）

○部会長（服部孝規君） そうしたら、再度各市のあれを出してもらって、それを見ながら亀山とし

ての落としどころをどの辺にするかという議論をしますか、もう。

高島委員。

○部会員（高島 真君） そう、そっちのほうがあええと思う。深く行っても行き着く先がないと思う。

○部会長（服部孝規君） ないやろうな、これな多分な。

以前、幾つか出してもろうたね、資料で。

だから、こういうのをたたき台にして、そんなんやったら亀山の場合はこれでいきますかみたいな案をつくるということにしますかね。この前、ぎょうせいにも一部幾つか事例は出してもろうてあるし、それから事務局のほうでも調べてもろうたのがあったと思うんやな。

（発言する者あり）

○部会長（服部孝規君） 職員の場合、病気になったらどうなるという。それと整合も要るかもしれんね。

そうしたら、そんな資料を次回出して、亀山としてその資料を見ながらどのあたりを落としどころにするかと、そんな議論やな。何が妥当かというよりも落としどころ、この辺やなど。よそがこんなんやからうちもこれぐらいやなという、そういう議論しか無理やな。

わかりました。そんなちょっと曖昧ですけども、次回そういう具体的な事例をもとに亀山はこうしましょうみたいな議論をスタートしていくと。

議員報酬そのものの額とか考え方についてはもう議論はしないということで行きたいと思います。

じゃあ、最後にその他のところで、次回開催日程を調整したいんですが、2月21日はいかがでしょう。火曜日です。都合の悪い方、ありましたら。

（日程調整）

○部会長（服部孝規君） 来月の21日午前10時でよろしいか。

（「はい」の声あり）

○部会長（服部孝規君） じゃあ、以上で終わります。ありがとうございました。

午前11時33分 閉会

この会議録は正当であることを認め、ここに署名する。

平成 29 年 1 月 25 日

議会改革推進会議部会長 服部 孝規